



独立監査人の監査報告書

平成 17 年 6 月 24 日

国立大学法人 広島大学
学長 牟田 泰三 殿

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

高橋義則

指定社員 公認会計士
業務執行社員

蔵田 修

指定社員 公認会計士
業務執行社員

尾山 文一

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人 広島大学の平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書については監査の対象外である。

ことにあつた。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、監査法人の財務諸表の監査に関する基準に準拠して監査を行った。

務報告書の全文は監査の対象外であり、監査人が監査の対象とした部分については、監査の結果を記載している。また、監査人が監査の対象とした監査人は、財政監査人である。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。
(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

- 運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上